

市民参加実施予定シート

予 定
令和3年4月1日時点

担当課(水道工務課)

1 市民参加の手続 実施予定について

通称	流山市水道事業基本計画(流山市水道ビジョン)の改定	市が考える 市民等への影響	メリット ・水需要予測や施設の更新計画等を定め、市民の参加により安心・安全で安定した水道水の供給を行う。
名称	流山市水道事業基本計画(流山市水道ビジョン)		デメリット ・特になし
概要	令和2年度で基本計画が満了となることから、令和3年度から令和12年度までの10か年における水道事業基本計画を定め、今後も安全で安心な水道水を、安定的に給水し続けることができるよう、将来を見据えた水道事業基本計画(水道ビジョン)を策定します。		

(1)市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1)軽易なもの
(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2)緊急に行わなければならないもの
(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(2)市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	
複数実施	審議会等	令和2年10月～令和3年3月中で3回程度	審議委員(専門家、公募の市民等)	上下水道事業運営審議会	市民が参加している上下水道事業運営審議会により、基本方針の策定の段階から複数回報告し、審議をしていただくことで、適切な内容の改定を行うことができると考える。また、最終的にパブリックコメントにより、幅広い市民からの意見聴取が可能と考える。
	パブリックコメント手続	令和2年12月10日～令和3年1月12日	全市民等	特になし	
	意見交換会				
	公聴会				
	政策提案制度				
	その他				

(3)市民参加のスケジュール(予定)

平成30年度		令和元年度											令和2年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
											⇔ 上下水道事業運営審議会				⇔ 上下水道事業運営審議会
															⇔ パブリックコメント

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
令和2年6月審議会の中止	令和2年6月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、運営審議会が中止となった。10月の審議会にて報告を行う。			